

2010年10月1日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

尾張旭市長 谷口 幸治

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書回答

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

回 答(秘書課)

引き続き努力します。

- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

回 答(秘書課)

財政状況を考慮し、検討します。

- ③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

回 答(秘書課)

現行は考えておりません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

回 答(長寿課)

「尾張旭市介護保険料の減免に関する要綱」により低所得者に対する減免制度は設けておりますが、保険料の所得段階区分が見直されたことによって、実績はない状態となっています。

次期の計画（第5期計画）では、保険料の多段階化を検討する必要があると考えています。

②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

回 答(長寿課)

収入が生活保護基準以下の世帯に属する者などの要件に該当する場合に、訪問介護の利用料について10%の自己負担分から28%減額する制度を実施しています。

市民税非課税世帯の低所得者への利用料減免については、高額介護サービス費の支給により自己負担額の上限額が低く抑えられおり、また介護施設に入所した場合の食事代や居住費も軽減されていることなどから、新たな減免制度を実施する考えは今のところございません。

③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

回 答(長寿課)

院内介助については、原則、医療保険で行われるべきものですが、利用者の心身の状況、病院での院内介助体制の有無など、院内介助を必要とした判断理由（認知により常時見守りが必要等）を明確にし、ケアマネジャーがプランに位置付けて実施する場合は、利用できることとしております。

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行ってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

回 答(長寿課)

特別養護老人ホームは平成20年度に60人定員の施設が開設され、当面の整備は予定していませんが、第4期高齢者保健福祉計画で計画しているグループホーム及び小規模多機能居宅介護については、今年度中にグループホーム2ユニットと小規模多機能型居宅介護1か所の建設が着工される予定です。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

回 答(長寿課)

市単独の直接的な財政支援は予定していませんが、地域包括支援センターにおける包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の一環として、ケアマネジャーをはじめとした、市内サービス事業者を対象とした研修会などを実施し、支援に努めています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

回 答（長寿課）

週3回を限度に行っていた配食サービスについて、平成18年度から状況に応じ、週5回まで配食ができるように改めています。（費用1食 400円）

会食方式については、市は直接行っていませんが、ボランティア団体の協力を得て、社会福祉協議会、地区社協、ミニディイなどで会食を実施しています。

7か所のミニディイでは、月2回の会食を含め、地域のなかで身近な人たちと交流しながら、健康づくりや生きがいづくりを実施しています。

②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

回 答（長寿課）

一定の条件を満たすひとり暮らし高齢者については、申請により、市長が必要と認めた者に対して、安否確認を含めた清掃、買い物等の訪問介護を提供しています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のための地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

回 答（長寿課）

地域巡回バス（あさび一号）のほか、現在、長寿課では下記のとおり外出支援施策として、日常生活でタクシーを利用される場合に基本料金相当分を助成しています。

1. 年度当初80歳以上の高齢者に対し、年24回を限度に助成券を交付
2. 上記の対象者で、介護保険の要介護認定で要支援1以上の認定を受けており、市民税非課税世帯に属する高齢者に対し、年12回を限度に助成券を追加交付。

回 答（都市計画課）

本市の市営バス「あさび一号」は市民の生活の足として、交通手段を確保することにより、交通空白地域の改善や市民交流の促進を図り、外に出かけたくなるまちづくりを推進するための、公共交通施策として運行しています。

幸いなことに、多くのご高齢の方や障がいをお持ちの方にも、バスをご利用いただいていることがありますことから、今後とも外出支援に貢献できるよう、市営バスを運行して参りますので、ご理解いただきますようお願ひいたします。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

回 答（長寿課）

集会所やふれあい会館などで、ボランティアによるデイサービスとして開催している

「ミニデイサービス」は、利用者、ボランティア双方の生きがいづくりや介護予防につながる事業であり、補助金の交付等を行い、その活動を支援しています。これは、①でご要望のありました閉じこもり予防や会食の機会にもなっています。平成21年度は、市内6か所で、延べ125回、3,017人の参加がありました。

また、高齢者の生きがいにつながる対策としましては、高齢者が無料で気軽に集まれる場として、市内15か所に「老人いこいの家」を設けています。また、市内3か所に高齢者趣味の作業所を設けています。その他、シニアクラブへの補助や支援、高齢者趣味クラブへの補助などにより高齢者の生きがいづくりに取り組んでいます。

エ. 高齢者になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

回 答（都市計画課）

バリアフリーに関しましては、介護保険サービスの中の住宅改修費支給制度や（独）住宅金融支援機構による、満60歳以上の方を対象としたリフォーム融資制度（「高齢者向け返済特別制度」）等があり、この制度の利用のPRを進めてまいりたいと考えておりますが、市が直接、高齢者住宅のバリアフリーを公営で整備する考えは持っておりませんので、ご理解いただきますようお願ひいたします。

（3）障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

回 答（長寿課）

控除の対象となるか否かは、国（税務署）が判断しますが、本市では、医師の意見書、認定調査内容から判断しており、要介護1以上の場合はほとんどの方を該当としています。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回 答（長寿課）

平成19年度より対象者には、給付費通知に申請書を同封しています。

2. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

回 答（保険医療課）

尾張旭市においては、ひとり暮らし非課税者の方を対象として市単独助成をしております。厳しい財政状況のため、今のところそれ以上の助成等をすることは困難であると考えております。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

回 答（保険医療課）

資格証明書の交付につきましては、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間保険料を納めていただけない方に対してやむを得ず行うものであり、一律に機械的に実施するものではなく、広域連合と市町村が十分に実情について検討を行った上で交付について判断するものと考えております。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

回 答（保険医療課）

愛知県の行う福祉医療制度は、あらゆる制度を最大限活用した後になお残る自己負担分を助成する形で進めることとされており、後期高齢者医療制度に加入できる資格のある方につきましては、まずその制度をご利用いただき制度へのご加入をされてから、福祉医療制度をご利用いただくという考え方は、限られた財源の中で行う福祉医療制度の施策としては、当市としても十分に理解出来るところでございます。愛知県においては、全国トップレベルの福祉医療政策を行っており全国的にも類を見ない手厚い施策となっておりますが、後期高齢者医療制度加入を前提とした他の福祉医療との兼ね合いは変更の周知不足などで後期高齢者医療制度へのご加入が任意になっている部分を十分にご理解いただいている部分もあるかとの観点から、一昨年、当市から愛知県市長会を通じ県へ要望したところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

3. 子育て支援について

①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

回 答（保険医療課）

子ども医療費助成の拡充につきましては、これまで多くのご要望があり、最近では本市の子育て支援施策の一つとして、平成18年度に未就学児まで、平成20年度には、小学校3年生まで現物給付で医療費無料制度を拡大いたしましたところです。また、来年度からの子ども医療費助成拡大に向け、現在、検討を重ねているところでございます。

ご要望の18歳年度末まで現物給付で窓口負担を無料にすることは、現時点で行っている中学卒業までの入院分だけ償還払いする制度から大幅な拡大になり尾張旭市の財政状況から非常に難しい現状であります。

限られた予算の中で拡大を行おうとすることは、事業の取捨選択が必要になってまいります。子育て支援が重要であることは十分承知しておりますが、どの事業からその費用の捻出ができるのか検討が必要です。今後におきましても引き続き検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

②妊娠婦健診は、初回の健診を含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

回 答（健康課）

妊婦健診は、現在14回公費負担にて健診を実施しており、平成22年度からは、血液検査項目の増加、超音波4回、子宮頸がん検診と内容が充足されております。また産後健診につきましては、今後も厚生労働省が示す考え方等を参考にしながら検討して参りたいと思っております。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

回 答（教育行政課）

児童扶養手当の所得制限限度額、市町村民税非課税基準額等を参考に1.25倍の基準を設定しております。

申請の受け付けについては、学校、市担当課ともに受け付けを行っております。申請手続きに民生委員の証明は必要条件としておりません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

回 答（教育行政課）

学校給食の経費の負担については、学校給食法第11条で、実施に必要な施設、設備、運営に要する経費のうち政令で定めるものは設置者の負担、これ以外の経費は、児童又は生徒の保護者の負担とすることと規定されており、食材費分を給食費としてお願いしています。

4. 国保の改善について

①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

回 答（保険医療課）

国民健康保険は構造的に被保険者に高齢者層が多く、高齢化の進展により高齢者層の割合は増加する傾向にあることから、医療費は今後も増加していくことが予想され、財政状況も益々厳しくなっていく状況にあります。

被保険者側からみれば、保険給付は全国共通であるものの、保険料は市町村ごとに大きく異なり、不公平感があります。

これらの状況に対応し、国民皆保険の最後の砦ともいわれる国民健康保険を将来にわたり安定的に運営していくためには、住民サービスが低下しないよう十分配慮しつつ、財政基盤の安定化や保険料の平準化等を図っていく必要があります。また、さらなる事業運営の効率化による支出削減や保険料等収入の増加を図るためにも広域的な取組みを進める必要があると考えております。

②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、

減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げるください。

回 答 (保険医療課)

平成 22 年度においては、課税限度額引き上げによる調定額増分を原資に、医療分、後期支援分の均等割額、平等割額を引き下げました。減免制度の拡充については、財源の確保も含め、より効果的な施策を今後も研究していきたいと思っています。

イ. 18 歳未満の子供については、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

回 答 (保険医療課)

国民健康保険制度では、加入者の年齢等を考慮せず、一律に均等割の負担を求めており、これに反する不均一な課税は困難であると考えます。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の 1.4 倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

回 答 (保険医療課)

生活保護基準額の 1.4 倍以下の世帯に対する減免については、その財源を他の被保険者の保険税に転嫁せざるを得ないことから、ご提案内容の減免については今のところ考えていません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が 1000 万円以下で当年の見込所得が 500 万円以下、かつ前年所得の 10 分の 9 以下」にしてください。

回 答 (保険医療課)

前年所得が 500 万円以下で、当年の所得見込みが 250 万円以下の方に対し減免を実施しており、これ以上の高額所得世帯に対し減免を実施することは、その財源をこれより所得の低い被保険者の保険税に転嫁せざるを得ないことから、ご提案内容の減免については今のところ考えていません。

③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18 歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め 1 枚も残すことなく保険証を届けてください。

回 答 (保険医療課)

資格証明書は、法により交付が義務付けられていますので、法に従い適切に交付しますが、実際の交付の際には、相当の配慮の上交付対象者を決定しています。

短期保険証は、滞納されているかたとの面談の機会を増やし、滞納解消に向けた納付を促すために交付しています。18 歳年度末までの被保険者のいる短期保険証交付世帯に

対しては、有効期限満了までに、更新のお知らせの送付や、電話での勧奨を行うなどして、未更新にならないよう、また、滞納世帯の方との面会等の機会確保の両立を図っています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

回 答 (保険医療課)

滞納者との面談のうえ、医療給付が受けられるようにしています。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

回 答 (保険医療課)

面談において本人から事情をよく聴き、収納担当部署と調整したうえで、分納が毎月履行されており、滞納額の減少が確実に見込まれる場合は、正規の保険証に切り替える場合もあります。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

回 答 (保険医療課)

法令に従い、生活実態に配慮し適正に実施します。市では、無保険者の調査権がありません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

回 答 (保険医療課)

平成22年9月13日付け保発第0913第2号厚生労働省保健局長通知に則り、取り扱いを行うことができるよう準備をします。

5. 障がい者施策の充実について

①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

回 答 (福祉課)

住民税非課税世帯の利用料については、市独自の施策で無料となっております。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者（児）本人（個人単位）としてください。

回 答（福祉課）

利用者負担の際の収入認定については、国の基準により算定しております。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

回 答（福祉課）

地域生活支援事業に対する予算については、実績に応じて増額補正する等、福祉サービスの提供に支障が出ないよう対応しております。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱水費の自己負担を撤廃してください。

回 答（福祉課）

施設利用者に対する食費・光熱水費の自己負担については、国の基準により算定しております。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

回 答（福祉課）

障害者程度区分認定については、国の基準により実施しております。

なお、サービスの利用については、個々の実態に応じた量を支給しております。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

回 答（福祉課）

基盤整備については、国県の補助基準内での対応を予定しております。なお、ケアホーム・グループホームの整備については、立地条件等が合えば建設用地の提供等について、協力していきたいと考えております。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患健診は、年1回無料で受けられるようにしてください。
また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

回 答（健康課）

特定健診、がん検診、歯周疾患健診は年1回実施しております。その中で特定健診の

自己負担は無料になっております。がん検診、歯周疾患健診の自己負担につきましては、約1割から2割程度の低い割合で自己負担をいただいております。市民の皆さんのご自身の健康管理をしていくひとつの手段としての健診であること、そのための自己負担であることをご理解の程よろしくお願ひいたします。

健診実施期間を通年に行なうことにつきましては、医療機関の実施協力体制に困難性があることや集中的に受診していただくことで、受診率を高めることも考えられ、現在4か月間の実施期間とさせていただいております。また子宮頸がん、乳がん検診のクーポン無料検診につきましては、6か月間の実施期間となっております。

集団健診の実施につきましては、現在個別医療機関委託にて行っております健診が定着しており、市民の皆さんの都合がよい時に受診できるメリットもございますので、併用して集団健診も実施することは考えておりません。

- ②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

回 答（健康課）

現在、40歳未満の市民を対象とした女性の健康診査におきましても、自己負担をいただき実施しております。自己負担の無料化につきましても、厳しい財政状況の中、大変困難な状況にあると考えております。

7. 予防接種について

- ①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

回 答（健康課）

ヒブワクチンにつきましては、平成22年度より助成をさせていただいており、保護者の方の経済的負担を少しでも軽減するのにお役に立っているのではないかと思っております。他の任意予防接種につきましても、感染症予防の有効性に期待されておりますが、本市の厳しい財政の中、どの予防接種に対し、公費支援により接種の奨励を行うのが望ましいのか、難しい課題があります。子宮頸がんワクチン接種につきましては、厚生労働省の23年度概算要求から子宮頸がんワクチン接種公費助成をしようとする自治体に国が公費負担して支援しようと考えているようです。

今後、任意接種の助成制度については、国の動向など踏まえ検討して参りたいと思っております。

- ②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

回 答（健康課）

こうした任意予防接種について、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会では、予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方について医学的・科学的観点からの検討が行われております。

当市としましは、こうした状況を見守り、参考にしながら検討したいと思っておりますので、直接国へ働きかけることは、現在考えておりません。

8. 生活保護について

- ①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

回 答（福祉課）

生活保護については適切に相談業務を行い、その手続き・審査事務については、国の基準により実施しています。

- ②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

回 答（福祉課）

本市におきましては、社会福祉法第16条の規定に基づく所員の定数を満たす人員を配置しておりますが、平成20年10月より、さらに、生活保護面接相談員を1名雇用し、ていねい、迅速な対応をしております。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してくらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

回 答（保険医療課）

年金制度の在り方について、最低保障年金を含め国民的な議論を行い、適切な見直しを行うよう平成22年6月9日付で、全国市長会を通じて国に要望しています。

- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。

回 答（保険医療課）

後期高齢者医療制度については、政権交代により後期高齢者医療制度は廃止することとされ、現在、新しい高齢者医療制度について検討がなされています。8月に中間報告がされていますが、今後どのような制度改正が実施されるか不明です。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

回 答（長寿課）

現時点においては、意見書・要望書の提出予定はありませんが、必要に応じ意見を述べていきたいと考えています。

- ④ 18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

回 答（保険医療課）

子ども医療費については、無料化制度を創設するよう、各種医療費助成制度等の実施に伴う国庫負担金等の減額措置を廃止するよう、また妊産婦健診については、公費負担の拡充をするよう、昨年6月3日に全国市長会を通じて国に要望していましたが、政権交代がありましたので、引き続き要望していきたいと考えています。

- ⑤ 消費税の引き上げは行わないでください。

回 答（秘書課）

要望する予定はありません。

- ⑥ 国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。

回 答（健康課）

現在国へ意見書・要望書を提出する予定はございません。

- ⑦ 障がい者（児）が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

回 答（福祉課）

障害者福祉施策について利用者負担額の抜本的な見直しを図るよう平成22年6月9日付で全国市長会を通じて国に要望しています。

- ⑧ ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

回 答（健康課）

現在国へ意見書・要望書を提出する予定はございません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ① 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

回 答（保険医療課）

愛知県の行う福祉医療制度は、あらゆる制度を最大限活用した後になお残る自己負担分を助成する形で進めることとされており、後期高齢者医療制度に加入できる資格のある方につきましては、まずその制度をご利用いただき制度へのご加入をされてから、福祉医療制度をご利用いただくという考え方は、限られた財源の中で行う福祉医療制度の施策としては、当市としても十分に理解出来るところでございます。愛知県においては、全国トップレベルの福祉医療政策を行っており全国的にも類を見ない手厚い施策となっておりますが、後期高齢者医療制度加入を前提としたその他の福祉医療との兼ね合いは変更の周知不足などで後期高齢者医療制度へのご加入が任意になっている部分を十分にご理解いただいている部分もあろうかとの観点から、一昨年、当市から愛知県市長会を通じ県へ要望したところでございますので、ご理解いただきたいと思います。昨年度と同様、今年度同様の要望を行う考えは持っておりません。

②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

回 答（保険医療課）

近年の急速な高齢化が進展する中におきましては、広く高齢者に対しても応分の負担と給付の公平を求めております。少子高齢化社会の中で当然のことと考えます。当市では、非課税世帯の一人暮らし老人に対し医療費助成を市単独で行っております。県においては平成20年同制度を削減されたところであり、市からの要望を行う考えを持っておりません。

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

回 答（保険医療課）

後期高齢者の健康診査事業は、そもそも広域連合の事業であり、市はその委託を受け、行っているものでございます。市から県へ補助金要望の考えは持っておりません。

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

回 答（保険医療課）

愛知県は、全国トップクラスの福祉医療制度を取り入れています。これ以上の拡大の要望は行っていく考えはありません。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

回 答（保険医療課）

機会をとらえ、補助金等の増額、拡充を要望してまいりたいと思います。

- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

回 答（保険医療課）

当市におきましては、平成20年4月から市単独で精神障害者に対する医療の助成を加えました。精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者であれば、通院は、精神科においては自立支援医療を使用した後の自己負担分を、他の診療科においては、自己負担分の全額を助成しています。入院は、同じ手帳所持者であれば、精神科の自己負担分を全額補助しており、他の診療科の入院分も全額助成しています。

- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

回 答（福祉課）

利用者の負担軽減措置につきましては、障害者自立支援法の範囲内で実施しているため、早急に県に要望する予定はありません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

回 答（保険医療課）

後期高齢者の健康診査事業は、そもそも広域連合の事業であり、市はその委託を受け、行っているものでございます。市から県に補助金要望をするよう広域に要望する考えは持っておりません。

- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

回 答（保険医療課）

低所得者には、十分な減免制度が設けられていると考えておりますので国が定めた減免制度以上に、当市から広域連合へ要望をする考えはありません。

- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

回 答（保険医療課）

督促、催告の手続きをとりながらご本人様にご理解いただくことになりますが、保険証の取り上げ・資格証明書につきまして、現政権下では、資格証明書は高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、原則として交付しないこととすることを基本的な方針とされています。当市としましても、その考えに沿い、安易に発行することの無いよう努めていきたいと考えております。

- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

回 答（保険医療課）

後期高齢者医療審査会という形で県民、被保険者の方が参加できる形になっておりますので、懇談会委員の公募枠について広域に要望する考えはありません。

以上